

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	物流	輸入海上コンテナの揚地変更手続きの要件緩和	<p>【具体的内容】 輸入海上コンテナの揚地変更を行う際、税関への積荷目録(輸入マニフェスト)報告期限を「入港する時まで」に緩和すべきである。</p> <p>【提案理由】 関税法第15条が改正され、2007年2月1日より一部積地を除き本邦入港24時間前までに、積荷目録(輸入マニフェスト)を所轄税関に事前報告することが義務付けられた。しかし、輸入海上コンテナが積まれた本船が荒天影響などで、本邦寄港地の順序を変更もしくは抜港を決定した場合、荷主はコンテナの揚港を変更し輸入貨物を速やかに引き取りたいというニーズがあるものの、本船の寄港予定情報の入手が遅れた場合や、船舶会社との調整に時間を要した場合には、期限までの事前報告ができず揚地変更が不可能となる。輸入貨物が生産前品の場合には、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招くリスクがある。このため、報告期限を「入港する時まで」に緩和するべきである。</p> <p>2014年3月に実施が予定されている出港前報告制度により、積荷目録(輸入マニフェスト)の事前報告は海外港での出港24時間前となることも踏まえて、本要望については早急に対応すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	外国貿易船が開港に入港しようとするときは、原則、その開港に入港する24時間前までに、入港地税関に対して積荷に関する事項の報告を義務付けています。	現行制度下で対応可能	関税法第15条第1項 関税法施行令第12条第2項	入港24時間前の事前報告実施後、運送契約が変更されたこと等により揚地変更が行われて積荷の報告が必要となった場合は、入港地税関に対してその旨を連絡していただくことで、柔軟な対応(当該積荷の報告の追加・修正を認める)を実施しております。
2	3月22日	5月2日	5月31日	物流	航空貨物の国際線航空機への直接機移しの承認	<p>【具体的内容】 国内線航空機から国際線航空機への航空貨物の直接機移しを可能とするよう要望する。</p> <p>【提案理由】 国内他空港にて輸出許可を受け、国内線で出発空港まで保税運送される貨物については、出発空港において保税上屋に一旦必ず搬入することが求められている。地方発着需要をはじめとする顧客利便性を向上させ、羽田空港のプ機能を強化する観点から、国内線航空機から国際線航空機への直接機移しを可能とするよう要望する。</p> <p>成田空港では、国内線航空機で保税運送された輸出貨物について、国際線航空機との接続時間が短い場合限り、税関に願書を提出し、一定の条件が満たされていることを前提に、保税上屋で行うべき貨物確認を航空機側で実施する運営が行われているが、こうした運営によらず直接機移しが可能となるよう規制を緩和するよう要望する。</p> <p>発着枠の拡大によって今後さらに直接機移しのニーズが高まる羽田空港においては、少なくとも成田空港と同様の取り扱いを実施すべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、税関空港間を外国貨物のまま運送することができます。	事実承認	関税法第63条	本提案は、関税法上で整理すると保税運送における外国貨物の到着の確認を駐機中の航空機の機側で行うことを認めて欲しいということになりますが、このような取扱いは、機側において発着貨物の数量確認等を適切に行う体制が確保されていることが確認できれば、羽田空港においても認められています。 <p>なお、本要望は、本年2月に定期航空協会を通じて要望元事業者に対し、上記のとおり、そのような規制はない旨を説明し、既にご理解いただいております。</p>
3	3月22日	5月2日	5月31日	物流	貨物管理責任者の要件見直し	<p>【具体的内容】 関税法基本通達において定めることが規定されている「貨物管理責任者」は、保税地域の被許可者の従業員であることが要件となっているが、保税業務を委託している場合においては、この要件に委託会社の従業員を加えるよう要望する。</p> <p>【提案理由】 関税法基本通達34の2-11(2)において、保税業務を委託する場合の「貨物管理責任者」は保税地域の被許可者の従業員であって、保税業務の委託者が行う保税業務に実質的に関与し責任を全うできる体制にあること定められている。</p> <p>2006年の労働安全衛生法改正に伴う運営全面委託業務の拡大に伴い、油槽所は委託事業所が大半になってきていることから、委託会社の従業員も貨物管理責任者の範囲に含めるよう要望する。貨物管理責任者を業務委託先の従業員とした場合でも、オンラインシステム等により、被許可者において入出荷数量の把握・管理が可能となっているため、本業務の遂行には支障がない。また、被許可者が事業所を定期的に監査することで、責任を全うする体制も確保できる。</p>	日本経済団体連合会	財務省	保税地域の被許可者が保税業務を他の者に委託する場合は、当該被許可者の従業員が、貨物管理規定に規定する社内管理体制の適合責任者及び貨物管理責任者等であること等が要件となっている。	現行制度下で対応可能	関税法基本通達34の2-11	貨物管理責任者を選任する目的は、保税業務に関する責任体制を明確化し、もって税関手続の適正な履行を確保することにあります。したがって、貨物管理責任者が受託者の保税業務を把握し、必要に応じて指導・監督を行うこと等により、受託者の行う保税業務に実質的に関与し、必要な場合は受託先における業務の改善を求める等、その責任を全うできる体制にあれば、貨物管理責任者が必ずしも現地に常駐している必要はなく、本社組織等における管理体制の中で選任することも可能です。ただし、保税業務の委託先従業員による貨物管理上の不備等が発見された場合に税関による指導又は処分の対象となるのは当該委託先企業ではなく、あくまでも保税設置場の被許可者です。仮に委託先企業の従業員を貨物管理責任者に選任した場合も当該委託先企業に直接指導又は処分を行うことはできません。したがって、貨物管理責任者の選任範囲に委託先従業員を含めることについては困難です。 <p>なお、昨年1月に石油運送を通じて要望元事業者に本要望の詳細について確認したところ、貨物管理責任者が現地油槽所等に常駐する必要がないのであれば、県外に所在する被許可者の本社組織等における管理体制の中で選任可能として欲しいというものであったことから、上記のとおり、現行で対応可能である旨を説明し、既にご理解いただいております。</p>
4	3月22日	5月2日	5月31日	物流	再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化	<p>【具体的内容】 再輸出免税制度の使用を前提として輸入申告した場合、現在はすべて「区分2(書類審査扱い)」の審査結果を受けている。このため、AEO認定事業者(特例輸入者)に対しては審査の簡素化、もしくは「区分1(簡易審査扱い)」とすべきである。</p> <p>【提案理由】 NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)で輸入申告し、審査結果が「区分2(書類審査扱い)」となった場合、申告税関に通関書類を提出し審査を受ける必要がある。その際、輸入申告許可に時間を要し、遅やかな輸入貨物の引き取りが行えない場合がある。輸入貨物が生産用部品の場合、生産拠点への納期遅延が生産遅延を引き起こし、ひいては完成品の販売機会損失を招く可能性が生じる。また「区分2」への通関業者の対応が、委託業務工数の増加を招き、通関代行手数料(輸入諸掛)の増加を引き起こす可能性がある。</p> <p>こうしたリスクを軽減し、AEO認定事業者(特例輸入者)のメリットを増すためにも、再輸出免税適用時の輸入申告における審査の簡素化を図るべきである。</p>	日本経済団体連合会	財務省	再輸出免税制度は、国内で消費されない輸入貨物等のうち、輸入の許可の日から原則1年以内に再び輸出されるものについて、関税を免除する制度です。 <p>貨物を輸入しようとする者は、必要な事項を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととなっております。</p>	その他	関税法第67条 関税法第17条	本提案は、申告に対して税関が行う審査を簡素化すべきとのものですが、税関は、個々の輸出入申告のリスクに応じて必要な審査・検査を行っており、税関における取締りの実効性を確保するため、その基準等を公表することは、適当でないと考えております。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	3月22日	5月2日	5月31日	物流	たばこ小売販売業の許可基準における距離基準の撤廃	【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可基準における距離基準を撤廃すべきである。 【提案理由】 予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店との距離が、たばこ事業法および同法施行規則で定められた基準距離を満たしていない場合、予定営業所に、たばこ小売販売業の許可はされない。 経済的規制の典型である需給調整規制は早急に撤廃すべきであり、むしろ、未成年者喫煙防止取組みの観点から、対面販売により、販売責任を全うできる店に許可すべきである。	日本経済団体連合会	財務省	対応不可	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条 平成10年3月大蔵省告示第74号	※現在、年間約5,600件(平成23年度実績)の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準を廃止した場合には小売業者が激増・乱立し、未成年者によるたばこの購入機会も増加することが予想され、「未成年者喫煙防止の社会的要請」に逆行することにもなりかねないものと考えます。 ※ たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第15条7において、「締結国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択し及び実施するよう努める。」と規定されており、この点からみても本許可制の根幹をなす距離基準を撤廃することは適当でないものと考えます。	
6	3月22日	5月2日	5月31日	物流	たばこ小売販売業の許可手続の迅速化	【具体的内容】 たばこ小売販売業の許可手続を迅速に行うべきである。 【提案理由】 たばこ小売販売業の許可申請に際し、予定営業所(たばこ販売を予定している店)と最寄りのたばこ販売店に距離基準を設けているが、「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」では、その特例として、「最寄りの小売販売業者の営業所が休業店(正当な理由が1ヶ月以上休業している)の場合は、予定営業所と当該休業店との距離は測定しない」とされている。 しかし、休業店については、財務局から休業店舗所有者に廃業指図書が行われ、廃業手続が終了した後には予定営業所への許可が行われるため、通常の許可申請に係る処理期間(※標準処理期間は2か月と定められている)に加えて1〜2ヶ月程余計に時間がかかっている。 最寄り店が休業店の場合は、直ちに距離基準を満たしていると判断し、審査を行うべきである。	日本経済団体連合会	財務省	現行制度下で対応可能	たばこ事業法第23条第三号 たばこ事業法施行規則第20条第二号 大蔵省告示第74号(平成10年3月17日) 製造たばこ小売販売業許可等取扱要領 製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程	処分行政庁である財務局に対して、要領第1章第三に規定する標準処理期間内に小売販売業許可申請の処分をし、申請者に通知するよう改めて周知することはもとより、休業店に係る調査について迅速な処理を図るよう周知します。 なお、休業している付近近店に対する廃業手続は、予定営業所への許可手続とは別にを行うものであるため、廃業手続により予定営業所への許可手続が遅延することのないよう周知徹底します。	
7	3月22日	5月2日	5月31日	物流	通信販売酒類小売業免許の需給調整要件の撤廃	【具体的内容】 酒税法令解釈通達によって、「通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が、カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税輸出数量が、すべて3,000キログラム未満である製造業者が製造、販売する酒類又は輸入酒類である場合には免許を付与する。」とされているが、これはいわゆるナショナルブランドの種類は通信販売では取り扱えないことを意味するので、撤廃すべき。 【提案理由】 従来から酒類小売業免許を取得している事業者は、かかる通信販売の制限はなく、それによって酒類小売業者の市場セグメントに悪影響が生じているという事実も乏しい。酒類の販売が、小さな酒店から大規模スーパーマーケットやディスカウントストアに移行している現状下で、かかる通信販売の需給調整条項が酒税法10条11項に照らして適切であるかどうか、あらためて公正に審議することが必要と思われる。	民間企業	財務省	対応不可	酒税法第9条、第10条第11号、第11条 法令解釈通達第2編第9条第1項関係、第10条第11号関係4	通信販売酒類小売業免許の運用に当たっては、酒類が、他の物品と比較して、特に酒類に課される高率の酒税の確保が求められていることや飲酔飲料としての商品特性を有していることを踏まえ、通信販売の需給の均衡の維持、未成年者の飲酒防止等について、十分配慮を必要とすることが認められます。 提案を実施した場合には、全体の酒類の消費量が増加することは期待できない中で、既存の中酒類小売業者の経営面に与える影響が少なくないと考えられるほか、販売できる酒類の範囲の拡大に伴う未成年者飲酒等の問題を想起することも考えられるため、慎重に検討していくことが適当と考えます。	
8	5月15日	6月6日	7月31日	物流	補助金・委託費の複数年度の制度および運用の見直し	補助金・委託費の効果を最大限に引き出すため、複数年度化、申請書類等の簡素化、手続きの迅速化を図ること。また、補助金・委託費を活用して事業を行う者が、不足する資金を金融機関から借りやすくなるため、補助金等に係る事業の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)で禁止されている補助金で取得した施設の担保規制を解除すること。	日本会議 工芸課	財務省	現行制度下で対応可能	財政法第14条の3、第15条、第42条、補助金等に係る事業の執行に関する法律第22条	繰越制度については、現場での繰越手続等が非効率を招いていないかという観点から、平成22年1月に繰越制度の一層の活用に向けた取組として、申請書類等の簡素化や手続きの迅速化を図っています。 また、補助事業により取得した財産を担保に供する場合は、補助事業を所管する各省各庁において、補助金等の交付の目的や資金計画等を踏まえて判断されています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	当該法令等	措置の概要(対応策)
9	5月31日	8月1日	8月30日	物流	タバコ販売許可取得の不公平是正	店舗面積400平米以上の店は、既存店との距離があってもなくても、販売許可が取得できる。400平米以下の店は既存店と一定距離がないと販売許可が取得できない。一定距離の撤廃はないし、25メートルにしてください。小規模店の活性化により、景気の回復が期待できる。	中村酒店	財務省	対応不可	タバコ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条 平成10年3月6日大蔵省告示第74号	たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の私立を抑制することによって、小売業者の経営の安定を図るとともに、未成年者喫煙防止の社会的要請(※)や不正取引防止の観点(※※)からも重要な役割を果たしていることから、引き続き必要な措置であると考えています。 ※現在、年間約5,600件(平成24年度実績)の不許可理由のほとんどが「距離不足」であることを考慮すれば、距離基準を廃止した場合には小売業者が激増・乱立し、未成年者によるたばこの購入機会も増加することが予想され、「未成年者喫煙防止の社会的要請」に逆行することにもなりかねないものと考えます。 ※※ たばこの規制に関する世界保健機関附録第15条7においては、「締結国は、不法な取引を防止することを目的としてたばこ製品の生産及び流通を管理し又は規制するため、更にとるべき措置(適当な場合には、許可制度を含む。)を採択及び実施するよう努める。」と規定されており、この点からみても許可制の根幹をなす距離基準を撤廃することは適当でないものと考えます。	
10	6月7日	7月11日	8月30日	物流	トラック・トレーラの車検期間の見直しについて	具体的内容:トラック・トレーラの車検期間の延長を要望する。 具体的な内容等:車両総重量8トン未満のトラックについては、初回車検期間が平成12年に延長された2年となったが、自動車技術の進展、ユーザー負担の軽減の観点から、 (1)車両総重量8トン以上のトラック・トレーラについても、初回車検の期間を2年とされた。 (2)8トン未満のトラックについては、2回目以降についても期間を2年にされた。	(公社)全日本トラック協会	国土交通省	対応不可	道路運送車両法第48条、58条、61条	事業用トラックの場合は、 ・衝突安全に関しての性能や品質は向上しているが、消耗品や経年劣化による部品の耐久性には変化がないこと。 ・定期点検整備は義務化されているが実施率が低いこと。 ・年間平均走行距離が長く、不具合率が高いこと。 等から、現行の車検期間1年(車両総重量8トン未満のもの、初回のみ2年)に設定しています。この車検期間の延長について、これらの状況に変化がない現状では困難と考えています。	
11	7月26日	8月22日	9月4日	物流	大規模小売店舗立地法に係る変更手続の簡素化	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」)に基づく必要駐車台数を満たす収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8ヶ月の実査制限を緩和する。 【支障事例】 駐車場の収容台数を減少させる場合、指針に基づく必要駐車台数を満たした範囲内の変更の場合でも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。	愛媛県	経済産業省	現行制度下で対応可能	大規模小売店舗設置法	大規模小売店舗立地法6条4項により、同法5条1項3～5号に掲げる事項に係る変更の届出をした者は、当該届出の日から8ヶ月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはいならないこととなっています。	大規模小売店舗立地法6条2項に基づく届出が不要となっています(同法施行規則7条1項5号)。駐車場の収容台数を減少させる場合は、届出後、自治体において当該届出について意見を有しない旨を届出者に通知した場合は、同法8条5項に基づき、その時点で8ヶ月制限が解除されることとなっています。 また変更事項につき、周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない自治体が認める場合は、同法施行規則11条2項に基づき、説明会は届出内容を掲載することにより行えることとなっています。
12	7月26日	8月22日	9月4日	物流	社会資本整備総合交付金の対象事業の拡大	都市公園施設全般を対象を拡大する。 【支障事例】 都市公園施設として整備される野球場やサッカー場などのスポーツ施設は、交付金の対象となっているが、動物園の取替等のリニューアル事業については、同じ都市公園施設でありながら交付金の対象外とされている。	愛媛県	国土交通省	対応不可	都市公園法第十二条の二、第二十九条 都市公園法施行令第三十一条	都市公園法第十二条の二では、「都市公園の設置及び管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の、国の設置に係る都市公園にあっては国の負担とする。」とされており、原則として、地方公共団体の設置に係る都市公園の設置に要する費用については、地方公共団体が負担すべきものです。 ただし、都市公園法第十九条において、「国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に對し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。」とされ、都市公園法施行令第三十一条において、補助対象となる施設や補助率を規定しており、社会資本整備総合交付金による財政支援はこれらの規定に基づき実施しているものです。 ご提案の動物園の取替については、法令で定められた補助対象施設でないことから、社会資本整備総合交付金においても対象外としていくことになります。	国から地方公共団体に対する財政支援については、選択と集中を徹底し、真に必要な施設に對して行われるべきであるが、都市公園における動物園の取替の新設又は改築に對して国が財政支援を行う重要性・必要性の増大が見られないことから、国が新たに財政支援を行うために法令を改正することは困難です。
13	7月4日	8月22日	10月1日	物流	レーシック等の屈折矯正手術の規制緩和	アメリカ軍でもNASAでも、「視力は戦力だ」と言わなければにレーシックを積極的に進めているらしい。近視は、ますます安全性の高い手法が確立されているし、開発から20年以上経ち、安全な手段であると認識されている。むしろ、コンタクトレンズによる感染症等のほうが怖い。しかし、日本の航空業界(操縦士、管制官)はつい最近まで健康能力にこだわり続けてきた。日本人の多くは残念ながら近視であるから、人材確保の観点からも最近では矯正視力でも認めようにならなければならない。航空機の操縦士へのレーシック手術は未だに禁止されている。メガネを掛けることによって視野が狭まったり、歪んで見えたり、コンタクトレンズで目の調子が悪くなると、むしろレーシックのほうが安全上望ましいのではないかと。回りがなくなったが、安全性が確立されたであろう技術であるので、規制緩和の対象に入れても良いのではないかと。宇宙空間や戦闘機の中で問題ないのに、旅客機でダメというのは無理がある。ぜひ検討よろしくお願いします。	個人	国土交通省	事実承認	航空法第31条 航空法施行規則第9条の4 航空局長達「航空身体検査マニュアル」Ⅲの9、9-1の2及び9-1の5	民間航空においては、国際民間航空条約(シカゴ条約)により航空の安全等について各国が遵守すべき国際標準を定めており、我が国においても国際民間航空条約における国際標準に準拠する航空身体検査基準を定めています。 レーシック等の屈折矯正手術については、術後合併症等により、航空業務に支障を及ぼすおそれがあること、国際民間航空条約では、「屈折矯正手術を受けた申請者は、その技術的説明が「規定」にある種類の行使を阻害する可能性のある後遺症から治癒しない限り不適合と診断されなければならない」と規定されています。 このため、我が国でも国際民間航空条約に準拠し、レーシック等の屈折矯正手術の既往歴がある者であっても、屈折矯正手術から6ヶ月以上を経過し症状が安定し、視機能が基準を満たしているものについては、視力の日内変動等の検査により国土交通大臣が異常がないと認められた場合において、身体検査基準に適合するものとみなされます。	レーシック等の屈折矯正手術の既往歴のある者であっても、屈折矯正手術から6ヶ月以上を経過し症状が安定し、視機能が基準を満たしているものについては、視力の日内変動等の検査により国土交通大臣が異常がないと認められた場合において、身体検査基準に適合するものとみなされます。
14	7月26日	8月22日	10月1日	物流	旅客船の船舶検査頻度の緩和	旅客船について、近年の技術革新や船舶の規模、運航距離、経年等を考慮した上で、実態に即した検査期間とする。 【支障事例】 旅客船の定期点検は5年ごと、中間検査は毎年とされているが、近年の船舶は著しく性能が向上しトラブルが減少しているにもかかわらず、従前からの検査期間が適用されている。当該検査の費用負担は大きく、事業者の経営を圧迫する一因となっている。	愛媛県	国土交通省	対応不可	船舶安全法第5条、第10条 船舶安全法施行規則第18条	旅客船については、万一が事故が発生した際の社会的影響が大きく、安全性確保のための検査間隔を長くすることは正当ではありません。 しかしながら、搭載される機器類の信頼性が向上していること及び船社の管理体制が強化されていることを踏まえ、機関の解放時期の延期や船主の保守管理を尊重した検査手法を取り入れるなど、合理的検査内容とするよう随時見直しを行い、事業者負担の軽減に努めています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
15	9月30日	11月1日	11月29日	物流	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること	和歌山県田辺市・みなべ町周辺は、全国の約半分を生産する梅の大産地です。当地では、江戸時代より梅栽培が営々と続けられ、梅の生産・加工・販売に係る「梅産業」は地域の基幹産業として、当地方の地域経済と住民の暮らしを支えてきました。梅農家は、急傾斜で中山間地の厳しい生産条件の中で、栽培技術の向上により生産安定と品質の向上に努め、全国一の梅産地として、優れた品質の青梅と梅干を安定して全国にお届けすることに精進してきました。一方、梅は生で食することが出来ない性質上、早くから梅干し・梅酒等を製造販売する加工業者が多く起業し、長年、梅干しや梅酒の製品開発や梅の宣伝に積極的に取り組み、消費を拡大することで、梅産業の発展に努めてきました。紀州梅の会では、地域の梅産業の重要性に鑑み産地の生産者・農協・行政を中心として、梅の振興に取り組みしています。こうした中、健康志向の高まりから梅酒の製造量が飛躍的に増大していることは喜ばしいことです。しかしながら、一方で原料である青梅の使用量を減らし、香料・酸味料等を添加した安価梅酒が増加しており、青梅の需要量は増加していません。消費者は、こうした事実を十分に認識しておらず、梅酒に対する誤解が広がっていることは憂慮すべき状況です。私たち産地関係者は、この機会に消費者の皆様本来の梅酒を味わっていただき、健康増進に役立っていただければと願っているところであり、また、このことによる青梅需要量の増加に大いに期待をしているところでもあります。このため、梅酒としての適正な基準・区分を明確にして消費者の皆さんに分かりやすく明示していく必要があり、「梅のみを原料とする梅酒」と「酸味料等を加えた梅酒」を区分するための表示基準が必要であるものと考えます。何卒よろしく御配慮のほどをお願い申し上げます。	紀州梅の会	財務省	いわゆる梅酒は、その原料及び製法から、一般的には酒税法第3条第21号のリキュールに該当します。リキュールを含む酒類の表示の基準は、酒税の保安及び酒類業組合等に関する法律第86条の5において、製造者氏名又は名称、製造場所在地、酒類の品目などが定められています。また、業界における自主基準として、リキュールのうち、アルコール分10度未満のものについては、表示すべき事項が定められています。しかし、「梅酒」という表示は、これらの両基準に定めがなく、製造者が任意に表示しているものです。	現行制度下で対応可能	-	現在、業界団体において、梅酒の表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示することなどを内容とする自主基準の策定に取り組みしているところであるため、国税庁としては、まずは業界内での自主基準策定に関して必要な助言を行うこととしています。
16	9月30日	11月1日	11月29日	物流	家庭用品の品質表示の見直し	消費者庁は「家庭用品の品質表示に関する検討会」報告書において、中長期的な見直しの在り方を示しているが、中長期的改正は「対象品目制度を廃止し、個々の製品の特性に応じた表示内容を表示可能にする」ことによるべきである。 【提案理由】 家庭用品品質表示法は、同法で定められた対象品目の表示を規制する。同法は、4つのグループ(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品)に分隔された約80品目について、同法の定める表示事項を表示することを要求している。欧州における規制当局は、消費者保護に関する日本政府の懸念と同じ懸念に対して十分に対処しており、安全かつ良質な製品を保証していることを確信する。したがって、欧州の基準をすでに満たしている製品に日本の規制・規則を適用することは、貿易障壁を生み出すことにはつながらない。我々は、同法の改正を検討している消費者庁の最近の活動を歓迎するが、世界中の市場に製品を供給するグローバル企業のニーズをもっと考慮すべきである。これは、日本の消費者を害することなしに、海外市場で活動する日本企業にも有益となるはずである。	民間団体	消費者庁 経済産業省	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、一般消費者の通常生活に使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際し品質を識別することが困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要と認められるものを法令で指定し、その品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としています。現在、法令により90品目が指定されており、告示により品目ごとに表示事項及びその方法が定められています。	その他	家庭用品品質表示法、家庭用品品質表示法施行令、繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程	消費者利益の確保のため、家庭用品の品質に関して表示すべき事項は、消費者の商品選択に資する必要最低限の事項とすべきであり、その事項は品目により異なると考えられます。このため、家庭用品品質表示法は、対象品目を法令で指定し、その品目ごとに特性に応じた表示事項を規定しています。指定品目制を廃止した場合、個別にみれば必ずしも必要のない事項についても表示が義務付けられ、消費者の商品選択に資することのない事項が表示され、又は事業者の負担が増えることとなると考えられます。したがって、現行の指定品目制の廃止は慎重な検討を要するものであり、家庭用品の品質に関する規制は、個別品目の実情に応じて必要な見直しを随時行うことが適当と考えます。
17	10月31日	12月24日	1月17日	物流	国のリース契約の長期継続契約化について	【内容】 ○国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 【提案理由】 ○リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 ○現在、国がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 ○国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理的である。 ○「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	公益社団法人 リース事業協会	財務省	国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされている。長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信設備の提供を受ける契約を締結することができることとされている。	現行制度下で対応可能	財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2	国が行う複数年度契約は、国庫債務負担行為により行うこととされており、今後その適切な活用にも努めてまいります。なお、長期継続契約は、電気、ガス等の継続的給付であって、かつ最小限度必要な給付についてのみ行うことができることとしています。